

発議第 14 号

子どもをめぐる貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求め
る意見書の提出について

子どもをめぐる貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を
別紙のとおり提出しようとする。

令和7年9月30日提出

提出者 伊賀市議会議員

山下 典子

内原 篤

寺村 京子

北森 徹

宮崎 栄樹

子どもをめぐる貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

厚生労働省の「国民生活基礎調査（2022）」によると、「子どもの貧困率」は11.5%、およそ子ども9人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は44.5%と極めて高く、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率（8.6%）を大きく上回っています。そのようななか、物価高が収まらず、実質賃金の低下の影響を受けて、ひとり親家庭に育つ子どもたちをとりまく環境は厳しい状況が続いています。

このようななか、「三重県子どもの貧困対策計画」と「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を一本化し、「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」が策定されました。この計画では、子どもの貧困を「子どもが、経済的困難やそれに起因して発生するさまざまな課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況」ととらえています。貧困の連鎖を断ちきるための教育に関わる公的な支援はきわめて重要であり、支援を必要とする子どもたちや家庭に対して、相談体制を今以上に充実させるとりくみを含め、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

高等学校等就学支援金制度においては、標準的な修業年度を超過した場合、就学支援金の対象外となることや、履修単位数によって授業料を定めている場合に支給上限が設定されていることなど改善すべき課題があります。また、専攻科生徒への修学支援制度における国庫負担の割合の引上げについて国の責任においてさらにすすめていくことが求められます。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもをめぐる貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月30日

三重県伊賀市議会議長 赤堀 久実

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛